

第10回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和6年5月22日（水）午後2時00分～午後3時27分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、4番：中山委員、5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：刈部委員、10番：手塚（孝）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

3番：平出委員、11番：手塚（敏）委員

会議経過

1 開 会

出席委員17名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号1番の櫻井委員、4番の中山委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から3号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、ネギ、ジャガイモ、白菜を作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第２号及び議案第３号は関連していますので、一括して御説明いたします。雀宮地区の申請です。いずれも譲受人は、耕作の利便性向上により、申請地を交換により取得する旨の申請です。申請地の作付けは、議案第２号は野菜、議案第３号は水稻を予定しております。譲受人の農機具の調達状況は、議案第２号はトラクター１台、議案第３号はトラクター、田植機、コンバインを各１台所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第１号から３号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第１号から３号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。２ページをお開きください。日程第２「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、議案第４号から１０号までの７議案について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第４号から１０号までの７議案の内、議案第６号については、事業計画変更承認を伴う案件のため、条件を付して許可すべきものと調査しておりますので、まず、議案第６号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第３４条１４号の「廃止された都市計画法第３４条１１号の条例に基づく許可で建築された住宅等の用途変更」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により、処理後敷地内で処理する計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を自己資金と融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。また、申請地は、小集団の生産性の低い第２種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められますが、申請地は、過去に転用許可をした土地であり、議案第２２号において許可後の事業計画変更申請があったことから、「事業計画変更承認を条件に許可」すべきものと調査しております。

議 長 議案第６号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第６号について、「事業計画変更を伴う案件のため、関連議案第２２号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第6号を除く、議案第4号から10号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に40年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」(以下、「集落接続」)に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール140枚を設置し、年間発電量86,770キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、経費等を除いた年間の利益は95万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後パネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、申請地を売買により取得し、幼稚園運動場、イベント広場を整備する計画です。譲受人は、昭和50年3月10日に設立した法人で、清原台にあります幼稚園を運営

しております。計画によりますと、現在の園庭は、運動場として利用するには手狭で、周辺に駐車場もない状況であり、また、イベント広場として借りている芳賀町の土地も駐車場がなく、不便であることから、駐車場の確保できる広い土地で、運動場とイベント広場を兼ねて利用できる場所を探していたとのことです。今回の申請地付近にはL R Tの停車駅があることや、駐車場も確保できる広い土地であること、また、中学校・高校・大学とのふれあいの行事等もできる立地条件であることなどから、当該申請地を選定に至ったものです。土地利用計画については、グラウンド部分は整地し、駐車場部分は砂利敷きにした後、82台分の駐車場として利用する計画で、幼稚園の運動会や年20回以上の地域の方々へ運動場として開放する予定もあり、毎月、多くのイベントを予定しているとのことです。給排水計画については、グラウンド整備用として井戸水を利用するほか、イベント開催時には仮設トイレ等を設置する計画となっており、雨水は敷地内自然浸透させる計画です。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地はL R Tの停車駅である清陵高校前より300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲受人が所有する貸駐車場が不整形であるため、申請地を売買により取得し、敷地を拡張して利便性を向上させる旨の申請です。土地利用計画については、現在の駐車場敷地同様、砂利敷とし、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書の写しが添付されております。申請地は、横川地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、既存の資材置場及び駐車場が手狭なため、申請地に20年間の貸借権を設定し、敷地を拡張する旨の申請です。借受人は、昭和42年7月29日に設立された法人で、造園関連資材の生産・販売、土木・建築工事等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、従業員駐車場18台分及び資材置場として利用するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費等の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和5年8月24日付で農振農用地から除外

され、除外後は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、事業を拡大するため、申請地を売買により取得し、診療所を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条1号の「診療所」に該当します。譲受人は平成3年6月28日に設立された法人で、現在、高根沢町において診療所を開設しており、この度、地域医療の発展と基幹病院である済生会宇都宮病院との連携強化を図ることを目的として、済生会病院の近くに診療所を建築するに至ったものです。施設の概要ですが、敷地内はアスファルト敷きとし、診療所1棟うち診察室5室、人口透析装置46台、透析個室4室及びリハビリ室等となっております。また、送迎車や患者用の駐車スペース58台分を併せて整備する計画です。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に浸透槽を3か所設置し、敷地内で処理する計画です。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、岡本西小学校及び河内中学校から500メートル以内の場所に位置し、上下水道管が埋設してある道路の沿道の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第6号を除く議案第4号から10号までの6議案について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号を除く議案第4号から10号までの6議案について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、関連性ある議案が次のページまで続きますので、議案第11号から4ページ議案第21号までの11議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、隣接する診療所建築に伴い、申請地に20年間の賃借権を設定し、従業員駐車場を

整備する旨の申請です。譲受人は議案第10号の法人であり、診療所建築に伴い、常駐医師、非常勤医師、リハビリ専門医及び看護師などの医療スタッフ、事務職員のための駐車場として、59台分の駐車場を整備する計画です。土地利用計画ですが、敷地内は砂利敷とし、雨水は敷地内で自然浸透する計画です。資金計画については、土地の整地費用等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、岡本西小学校及び河内中学校から500メートル以内の場所に位置し、上下水道管が埋設してある道路の沿道の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、個人で電気設備業を営んでおり、自宅に隣接する申請地を売買により取得し、資材置場として利用する旨の申請です。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、簡易なプレハブを置く予定であり、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費等の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、生産性の低い小集団の第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、現在の住宅が道路に接していないため、申請地を交換により取得し、住宅敷地として接道要件を確保する旨の申請です。交換する土地については、譲受人の住宅敷地部分を分筆し、申請地と同じ面積で交換する計画です。土地利用計画については、住宅敷地の一部として利用するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、申請地を特に整地等を行わず利用するため、費用は発生しないとのことです。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請で、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己

用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建設費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集团的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の子であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和6年4月26日付けで農用地から除外され、除外後は土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第16号から21号については、借受者・施設の概要が同一のため、併せて御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、送電鉄塔建替のため、申請地に18か月間の賃借権を設定し、資材置場として一時転用する旨の計画であり、議案第19号及び21号以外は全て特定図で筆の一部分での申請となっております。借受人は、平成27年4月1日に設立された法人で、電気事業等を主な目的としております。計画によりますと、栃木県県北・中部地域の低圧再生可能エネルギーの連系増加に伴い、一部鉄塔建替え工事を行い、電力ネットワーク増強を実施する計画です。なお、電気事業者が送電用もしくは配電用の施設として、鉄塔や鉄塔設置するために必要な道路等については、農地転用許可不要となっておりますが、鉄塔に隣接する農地の一部を資材置場として利用するものについては、一時転用の許可が必要となります。土地利用計画については、丸太及び鉄板を敷設し、資材置場及び作業場として利用するもので、周囲はガードフェンスを設置する計画となっております。資金計画については、整地費及び賃料等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添

付されております。申請地は、農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第11号から21号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号について御説明いたします。清原地区の申請です。関連議案の議案第6号を許可するうえで計画変更の承認が条件とした案件です。転用事業者が、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築することを目的とした農地法第5条許可申請があり、平成18年10月17日付けで許可しました。しかし、許可後に資金調達が困難となり、住宅建築を断念することになったというものです。所有権は既に移転されておりますが、当初の申請書類からも事業計画どおり行う予定であったことは確かであり、許可後に起きた想定外の問題によるものであること、及び承継後の事業の実行性も議案第6号で確認していることなどから、事業計画の必要性はあると判断し、変更を認めることについてやむを得ないものと調査しております。

議 長 議案第22号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。

議案第22号について、「変更を承認する」ことに御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第4「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第23号及び24号について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第23号について御説明いたします。清原地区の申出です。申出人は、平成30年10月23日に設立された農業法人であり、現在は、茨城県内において、約60ヘクタールの規模で露地野菜の生産を行っており、今後、板戸町で約30ヘクタールを耕作する計画であることから、申出地に農業用倉庫を設置する旨

の申出です。土地利用計画については、農業用倉庫として農機具置場、作業所、コンテナ、資材置場等を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議案第24号について御説明いたします。姿川地区の申出です。申出人が耕作する農地の隣接地に、農業用倉庫を設置する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は碎石舗装とし、農業用倉庫1棟として農業用機械置場、苗代床土置場、もみ殻置き場を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議長 議案第23号及び24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第23及び24号について、「変更を承認する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第5「時効取得を原因とする農地について」、議案第25号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第25号について御説明いたします。河内地区の案件です。宇都宮地方法務局から、令和6年4月11日付けで宇都宮市農業委員会に「農地の時効取得について」通知がありました。時効取得については、民法第162条第1項に「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と規定されております。法務局からの通知であった時点で、既に登記簿上も所有権が移転されておりますが、この通知を受けた農業委員会は、時効取得の要件を満たしているか否かについて、具体的には、当該地が登記権利者により現在まで耕作されていたかどうか、過去に貸し借り等の履歴がないかなどを調査することになり、その利用状況等の調査の結果、疑義があった場合に限り、速やかに法務局に連絡する必要があるというものです。また、法務局は農業委員会から連絡があった場合、登記権利者及び登記義務者に対し、時効取得の申請を取下げよう、指導するという流れとなっております。今月の地区調査会で当該農地を現地調査したところ、農地として適正に利用されており、農地台帳上、賃借等の履歴もなく、今まで登記権利者が耕作してきたと思わ

ることから、時効取得は問題ないものと調査しております。

議 長 議案第 25 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 25 号について、「時効取得について問題なしとする」ことに御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。8 ページをお開きください。日程第 6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第 26 号から 10 ページ 42 号までの 17 議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。8 ページ議案第 29 号については、7 番委員が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで 7 番委員に退出していただきます。

委 員 (7 番委員退出)

議 長 それでは、議案第 29 号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第 29 号について御説明いたします。借受者は、議席番号 7 番委員が経営する法人でございまして、城山地区の計画です。畑の貸し借りになります。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第 29 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 29 号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第 29 号が終了しましたので、7 番委員に入室していただきます。

委 員 (7 番委員入室)

議 長 議案第 29 号を除く、議案第 26 号から 42 号までの 16 議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第 26 号は、平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第 27 号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第 28 号は、城山地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第 30 号～33 号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが 3 件、畑の貸し借りが 1 件です。

議案第 34 号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第 35 号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第36号、37号は、上河内地区の計画です。なお、議案第37号は、河内地区の3筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第38号～10ページ議案第42号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが4件、田と畑の貸し借りが1件です。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第29号を除く、議案第26号から42号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第29号を除く、議案第26号から42号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。11ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、議案第43号から23ページ214号までの172議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がいくつかありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず、17ページ議案第137号については、7番委員が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

委員 (7番委員退出)

議長 それでは、議案第137号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第137号の借受者は、議席番号7番委員が経営する法人でございます。城山地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第137号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第137号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第137号が終了しましたので、7番委員に入室していただきます。

委員 (7番委員入室)

議長 議案第185号、186号については、議席番号2番委員が借受者となっておりますので、審議が終了するまで2番委員に退出していただきます。

委員 (2番委員退出)

議 長 それでは、議案第号１８５号、１８６号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第１８５号、１８６号の借受者は、議席番号２番委員であり、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第１８５号、１８６号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第１８５号、１８６号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第１８５号、１８６号が終了しましたので、２番委員に入室していただきます。

委 員 （２番委員入室）

議 長 審議済の３議案を除く、議案第４３号から２１４号までの１６９議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第４３号から５４号は、平石地区の計画です。田の貸し借りが１１件、畑の貸し借りが１件です。

議案第５５号から１３ページ議案９０号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが２９件、畑の貸し借りが６件、田と畑の貸し借りが１件です。

議案第９１号から１５ページ議案第１０６号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが１３件、畑の貸し借りが２件、田と畑の貸し借りが１件です。

議案第１０７号から１６ページ１１３号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第１１４号から１７ページ１３２号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが８件、畑の貸し借りが１１件です。

議案第１３３号～議案１３７号を除く議案１３８号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが３件、畑の貸し借りが２件です。

議案第１３９号から１８ページ１４７号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが７件、畑の貸し借りが２件です。

議案第１４８号から１５２号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが５件です。

議案第１５３号から１６３号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第１６４号から１９ページ議案第１７４号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りが４件、畑の貸し借りが７件です。

議案第１７５号から議案第１８５号、１８６号を除く議案第１９０号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

21ページ議案第191号から23ページ議案第214号は、河内地区の計画です。なお、議案第191号は、上河内地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りが21件、畑の貸し借りが2件、田と畑の貸し借りが1件です。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の3議案を除く、議案第43号から214号までの169議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の3議案を除く、議案第43号から214号までの169議案について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。24ページを御覧ください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について、議案第215号から219号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第215号は、清原地区の計画です。譲受人は、県公社から、桑島町の田2筆計6、108平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第216号は、清原地区の計画です。譲受人は、県公社から、桑島町の田1筆2、873平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第217号は、清原地区の計画です。譲受人は、県公社から、上籠谷町の田1筆892平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第218号は、国本地区の計画です。譲受人は、県公社から、新里町丙の田4筆畑1筆計2、524平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第219号は、国本地区の計画です。譲受人は、県公社から、新里町丙の田1筆1、452平方メートルを売買により取得するものでございます。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第215号から219号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第215号から219号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。25ページをお開きください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第220号から26ページ271号までの52議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第220号から26ページ議案第268号は、清原地区の計画です。「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者に変更するものです。

議案第269号、270号は、清原地区の計画です。「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者に変更するものです。議案第271号は、清原地区の計画です。「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者に変更するものです。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第220号から271号について、質疑願います。

委 員 議案第269号、270号、271号で「県公社」から農地を借り受けて耕作していた法人から耕作者を3法人に変更したが、残地はないか。

委 員 全部の農地を3法人が引き継いで残地は無い。

委 員 了承した。

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第220号から271号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

議 長 御異議がないので、そのように決定します。27ページをお開きください。日程第10「令和7年度農業関係税制改正に関する要望（案）」について、議案第272号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 まず、1番のこの要望の目的ですが、国において毎年見直しを行っている農業経営に係る税制について、農業経営の発展と安定のため、次年度に向けた改正要望を提出するものでございます。次に、2番の要望書を作成するにあたっての基本的な考え方ですが、要望書の作成にあたっては、前年度の要望内容について農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意向を基に作成することとしており、3月に農業委員および推進委員の皆様へ昨年の要望書と合わせて調査票をお送りさせていただきました。皆様からご提出いただいた税制改正要望につきまして取りまとめを行い、3番の表のような集計結果となりました。継続要望が多数であったことから、昨年度の内容を継続して要望していく方向で次の28ページの要望書の作成を行いました。要望書の作成にあたりましては、昨今の国における法改正や農業行政の方針転換等の情勢を踏まえ、若干の文面に修正を加えてありますが、要望の主旨につきましては昨年と同様のものとなっております。なお、昨年度まで要望を継続していました消費税に関しましては、

インボイス制度の導入の趣旨に鑑み、今年度は要望を行わないことにいたしましたのでご了承くださいようお願い申し上げます。次に要望内容の詳細につきまして確認を行いたいと思います。別紙1をご覧ください。現在の税制内容を確認しながら、要望内容を読み上げさせていただきます。まず、税目1相続税（納税猶予）についての要望です。市街化区域内農地の、相続税納税猶予の適用要件として、相続後に20年営農継続するとされているが、親の長寿化に伴い後継者も高齢となっており、大変厳しい状況であることから、営農継続期間を10年に短縮することを要望します。

- ・納税猶予につきましては市街化区域内農地では20年営農で相続税免除することになっております。昨年度から継続して要望いたします。制度適用中の農地について、土地収用法に基づき道路等公共用地として買収された部分に係る利子税の免除を恒久化すること。また、道路等公共用地として寄付を行う場合においても、納税猶予相当額及び利子税を免除することを要望します。

- ・時限措置として令和8年3月31日まで全額免除となっており、本来は収用等による譲渡の場合、利子税は納付額の2分の1でございます。また、寄付の場合の税制上の措置はありません。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。次に2番の不動産取得税についての要望です。地域の中心となる経営体への農地集積を促進するため、意欲ある農業者が農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画により、農地を取得する際の、不動産取得税の特例措置の恒久化を要望します。

- ・現在の税制としましては、課税標準の特例3分の1控除の時限措置が昨年度の税制改正の際に令和7年3月31日まで延長して適用されることとなりました。昨年度に引き続き要望いたします。次に3番の軽油取引税についての要望です。軽油引取税の課税免除の特例措置については、時限措置の適用期限が延長されましたが、農業経営の安定化を図るため、課税免除の恒久化を要望します。

- ・現在の税制としましては、昨年度の税制改正の際に令和9年3月31日まで免税の時限措置が延長して適用されることとなりました。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。次に4番の石油取引税についての要望です。農業経営に必要な農業用機械については、機械に応じて、さまざまな燃料を使用しており、一部の燃料には軽減措置がありますが、他の燃料に係る費用には、軽減措置の対象外となっているため、農家にとって大きな負担となっています。このようなことから、農業経営の維持と安定を図るため、農業用機器に使用するすべての燃料についての石油石炭税及び地球温暖化対策税の免税を要望します。

- ・現在での税制では灯油やLPガスにそれぞれ石油石炭税および地球温暖化対策税が上乗せされています。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。最後に、5番の固定資産税・都市計画税についての要望です。（1）

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、今後とも都市農業の持続的発展を期するためには、その担い手である農家の経営を安定させることが何よりも重要となっております。このような中、現在、土地の評価額が大きく上昇した場合に税負担の急増を避けるため、固定資産税や都市計画税の課税標準額を段階的に評価額に近づけていく負担調整措置の適用期限が延長されたところではありますが、市街化区域内農地の固定資産税額は一般農地よりも高く農業経営に大きな負担となっております。このため、営農を継続している市街化区域内農地（生産緑地地区内の農地を除く）における固定資産税や都市計画税の軽減に向け、算出方法の抜本的な見直しを要望します。・現在の税制としては、令和3年の負担調整措置（評価額の据え置き）の仕組みを時限措置として適用されており、昨年度の税制改正の際に時限措置の適用期間が令和8年度まで延長されました。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。（2）将来にわたって、農地の維持保全を図り、農業を成長させていくためには、離農する農家に対して農地中間管理機構への農地の貸付を促すことで、担い手への集積を進める必要があります。このため、所有する全農地を貸付けた場合の固定資産税の軽減措置を賃借期間にかかわらず5年間に統一するとともに、課税軽減の特例措置の恒久化を要望します。

・現在の税制としては、時限措置として課税標準2分の1除適用。こちらも昨年度の税制改正の際に時限措置の適用期間が令和8年度まで延長されました。また、控除の対象期間としましては10年以上15年未満の貸付けで3年間、5年以上の貸付けで5年間となっております。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。今後のスケジュールにつきましては、5月22日（水）定例総会において要望の決定・6月16日（金）（一社）栃木県農業会議へ要望の提出期限の予定となっております。また、別紙と合わせて『令和6年度版 農業者への税制支援一覧』の冊子をお配りしております。こちらは農林水産省のホームページに掲載されております税制支援から農業経営に特に関連の深いものを抜粋して作成をいたしました。みなさまの日々の活動にご活用いただければと思います。

議長 議案第272号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第272号について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。30ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

議 長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第10回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時27分)